

## 橘処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会設置要領

### (目的及び設置)

第1条 この要領は、橘処理センター整備事業の全般について、地域住民と行政が協議を行い、事業の方向性や目標等に関する基本的な方針について取りまとめ、その基本的な方針に基づき、情報の共有化を図りながら取り組むことを目的に、「橘処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置し、運営に必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について検討、協議するものとする。

- (1) 基本計画に関すること
- (2) 整備計画に関すること
- (3) 環境影響評価に関すること
- (4) 工事管理に関すること
- (5) その他、必要な事項

### (組織)

第3条 協議会の委員は16名とし、別表1に掲げる者で組織する。

- (1) 市民委員 11名
- (2) 行政委員 5名

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会議の議長となり、会議を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は必要に応じて会長が招集する。

### (関係者の出席)

第6条 協議会は必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (傍聴)

第7条 傍聴は会長が必要であると認めるものに限る。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、環境局施設部施設建設課において処理する。

### (期間)

第9条 協議会の設置期間は、橘処理センター整備事業完了までとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要領は、平成24年7月3日から施行する。
- 2 この要領は、平成25年7月3日から施行する。
- 3 この要領は、平成27年5月26日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区分	
市民委員	末長町内会 (2名)
	新作第一町内会 (2名)
	梶ヶ谷1丁目町内会 (1名)
	梶ヶ谷2丁目町内会 (1名)
	梶ヶ谷4丁目町内会 (1名)
	梶ヶ谷町内会 (3名)
	橘処理センター運営協議会 (1名)
行政委員	環境局 施設部長
	環境局 施設部 処理計画課長
	環境局 施設部 施設整備課長
	環境局 施設部 施設建設課長
	環境局 生活環境部 廃棄物政策担当 担当課長